

日本労働組合 大阪地方評議會規約

第一章 名目及目的

第一條 本評議會を日本労働組合評議會大阪地方評議會と稱す
第二條 本評議會は大阪地方に於ける日本労働組合評議會加盟組合の地方的行動を統一し共通の事務及問題を處理し以て日本労働組合評議會の宣言綱領並に決議の遂行を計るを以て目的とす

第二章 組織

第三條 本評議會は大阪地方に於ける日本労働組合評議會加盟の組合を以て組織し。事務所を大阪に置く。
第四條 本評議會加盟組合は本評議會が相當と認めたる理由あるに非ざれば脱退するを得ず。
第五條 本評議會の加盟の組合にして日本労働組合評議會を脱退したる時は本評議會加盟の資格を消失したるものとす。
第六條 本評議會加盟の組合にして本評議會の目的、規約及決議に違反したる時は本評議會から脱退を勧告する事あるべし。
本評議會が爲したる前項の勧告に異議ある時は中央委員会に審議を求むる事を得。

第三章 機関

第七條 本評議會に左の機関を置く。
第一、大會
第二、評議委員会
第三、執行委員会
第四、専門部
第五、大會は本評議會の最高機関とす。
第六、大會は毎年日本労働組合評議會大會の直後に開催し會長を召集す。但し評議委員会が必要と認めたる時は又は評議委員会三分の一以上の請求ありたる場合は臨時大會を開く事を得。

第七條 大會は左の割合を以て選出されたる代議員を以て構成す。即ち組合員五十名に對し一名但し過半数數以上に對する時は更に一名を増すことを得。
第八條 評議委員、執行委員、各専門部長、各組合代表者は選舉を要せずして大會に出席することを得。但し發言権のみを有す。
第九條 大會は代議員總數の三分の二以上出席するに非ざれば成立せず。

第九條 評議委員会

一、評議委員は大會から大會までの決議機関にして毎一回會長之を召集し執行委員会又は評議委員三分の一以上の請求ありたる場合は臨時評議委員会を開催することを得。
二、評議委員は加盟組合選出の評議委員及執行委員を以て構成し執行委員は發言権のみを有す。
三、評議委員は左の割合を以て組合より選出す。
(一) 代議員 壹名
(二) 代議員 伍名
(三) 代議員 拾名
(四) 代議員 貳拾名
(五) 代議員 參拾名
(六) 代議員 伍拾名
(七) 代議員 柒拾名
(八) 代議員 壹百名
(九) 代議員 貳百名
(十) 代議員 參百名
(十一) 代議員 肆百名
(十二) 代議員 伍百名
(十三) 代議員 陸百名
(十四) 代議員 柒百名
(十五) 代議員 捌百名
(十六) 代議員 玖百名
(十七) 代議員 壹千名
(十八) 代議員 壹千名以上千名を増す毎に壹名を増す。

第十條 執行委員会

一、執行委員は大會に於て選出したる執行委員によつて構成す。
二、執行委員は大會及評議委員の決議を執行す。
三、執行委員は緊急必要ある場合は大會及評議委員の決議を経ずして執行することを得。
但し大會及評議委員の事後承認を要す。
四、執行委員は必要に於て主事之を召集す。

第十一條 専門部

一、執行委員の下に左の部門を置き執行委員を各部長に任す。
イ 組織宣傳部
ロ 審議部
ハ 政治部
ニ 教育部
ホ 調査部
ヘ 共済部
ト 婦人部
三、専門部は執行委員の補助機關として別に定むる細則に従ひ會務を分擔するものとす。
四、専門部の細則は評議委員の承認を経ることを定む。
五、専門部の事務執行に付ては責任は執行委員会を負ふものとす。

第四章 役員

第十二條 本評議會に左の役員を置く。
一、會長一名
二、主事一名
三、會計一名
四、執行委員七名
會長は大會に於て選出し大會及本評議委員の議長にして本評議會を代表す。
第十三條 執行委員は大會に於て選出し連帯責任を以て會務を執行す。
第十四條 會計は大會に於て選出し本評議會の財政事務を擔任す。
第十五條 役員は任期は定期大會より定期大會までとす。
第十六條 役員に於て選出し連帯責任を以て會務を執行す。
第十七條 役員に於て選出し連帯責任を以て會務を執行す。
第十八條 役員に欠員を生じたる時は評議委員会に於て之を選出補充するものとす。

第五章 會計

第十九條 本評議會の經費は加盟組合の拠出による。
加盟組合員一名に就き一ヶ月金五錢の會費とす。
第二十條 本評議會の會計は毎年大會の承認を経ることを得。
第二十一條 本評議會に會計監査員若干名を置く。會計監査員は大會に於て選出し本評議會の財産及會計を監査するものとす。
第六條 附則
第二十二條 本評議會に書記若干名を置き事務執行を補助せしむ。書記は執行委員会に於て任命す。
第二十三條 本評議會の會則は大會出席代議員三分の二以上の賛成ありに非ざれば之を變更することを得。
第二十四條 本評議會の議事は特別規定のなき限り過半数を以て決し可否同數の場合は議長之を決す。
第二十五條 本規約は大正十四年六月九日より之を實施す。